

相続税及び贈与税の税制改正のあらまし

平成 25 年度税制改正により、相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。

平成 27 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される主な改正の内容は、次のとおりです。

● 相続税及び贈与税の主な改正事項

相 繼 稅

改正1 遺産に係る基礎控除

遺産に係る基礎控除額が引き下げられます。…………… (P.1)

改正2 相続税の税率構造

最高税率の引上げなど税率構造が変わります。…………… (P.2)

改正3 税額控除

未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。…………… (P.2)

改正4 小規模宅地等の特例

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。…………… (P.2)

贈 与 税

改正1 相続時精算課税

適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。… (P.5)

改正2 贈与税(暦年課税)の税率構造

最高税率の引上げや税率の緩和など税率構造が変わります。…………… (P.6)

相 繼 与 税

改正 事業承継税制

適用要件の緩和や手続の簡素化など制度の適用要件等が変わります。… (P.7)

- このあらましには、平成 25 年 3 月 30 日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 5 号)」等による改正のうち、相続税及び贈与税に関する主なものについて、その概要を記載しています。
- 改正の内容等についてお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。
- 国税庁ホームページ [【www.nta.go.jp】](http://www.nta.go.jp) では、税に関する様々な情報を提供しておりますので、是非ご利用ください。
- ※ **税務署での面接による個別相談** (関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等) を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、**あらかじめ税務署へ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただこととしておりますので、ご協力をお願いします。**